

消費者安全法の一部を改正する法律案に対する修正案骨子

1 重大事故に関し事故等原因調査等を行わないこととした場合の理由の通知

消費者安全調査委員会は、重大事故の被害者等から事故等原因調査等が必要である旨の申出があった場合において、事故等原因調査等を行わないこととしたときは、速やかに、その旨に加え、その理由を、当該被害者等に通知しなければならないこと。

(消費者安全法第28条第3項関係)

2 事故等原因調査等の申出をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

何人も、事故等原因調査等が必要である旨の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと。

(消費者安全法第37条関係)

3 法施行前に発生した生命身体事故等の事故等原因調査等の実施

この法律の施行前に発生した生命身体事故等も、事故等原因調査等の対象となる旨を明記すること。

(附則第2条関係)